

『「介護サービス情報の公表」制度 解説ブック—基本情報編—』（医療系サービス）
通知発出に伴う変更箇所について

「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について」（平成22年3月19日老振発0319第1号）の発出に伴い、基本情報及び記載要領の一部が見直されましたので、ご連絡いたします。

すべてのサービスに共通する事項

項目	平成21年度	平成22年度
「共通事項」の「記入者名」	省令第140条の37第2号に規定する調査客体を代表する者の名称（以下、「記入者」という）を記載すること。	省令第140条の51第2号に規定する調査客体を代表する者の名称（以下、「記入者」という）を記載すること。
「4. 介護（予防）サービスの内容に関する事項」のうち、「介護（予防）サービスの内容等」などの記載要領中の本文	記入年月日を含む月の前月から～	記入年月日の前月から～

一部のサービスに共通する事項

頁	項目	平成21年度	平成22年度
26、54、80、114、180、250頁 (いずれも基本情報)	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」		経過的要介護の欄を削除
27、55、81、116頁 (いずれも記載要領)	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」	～要介護（ <u>経過的要介護、要介護1、2、3、4及び5</u> ）に該当する人数及びその合計をそれぞれ記載すること。 なお、 <u>経過的要介護については、前年同月の請求実績のみ記載すること。</u>	～要介護（要介護1、2、3、4及び5）に該当する人数及びその合計をそれぞれ記載すること。

訪問看護

頁	項目	平成21年度	平成22年度
23頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスを提供している日時」の「訪問看護を利用できる時間」	～また、「留意事項」欄には、 <u>指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。</u> ～	～また、「留意事項」欄には、指定訪問看護を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。～

介護予防訪問看護

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
39 頁（記載要領）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスを提供している日時」の「介護予防訪問看護を利用できる時間」	～また、「留意事項」欄には、 <u>指定介護予防サービス基準第 62 条に規定する指定介護予防訪問看護を利用できる時間に関する制限事項等</u> について記載すること。～	～また、「留意事項」欄には、指定介護予防訪問看護を利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。～
43 頁（記載要領）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「訪問看護の提供実績」	「利用者数」欄には、当該訪問看護ステーション、病院等において、 <u>介護予防訪問看護を提供した全ての者について</u> ～	「利用者数」欄には、当該訪問看護ステーション、病院等において、訪問看護を提供した全ての者について～

療養通所介護

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
48 頁（基本情報）	タイトル	基本情報（療養通所介護）	基本情報（ <u>指定療養通所介護</u> ）
49 頁（記載要領）	「3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「実人数」	～当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、 <u>それぞれ常勤換算方法により算出された人数</u> を記載すること。 ① 看護職員（指定居宅サービス基準第 105 条の 4 第 1 項に規定する「看護職員」をいう） ② 介護職員（指定居宅サービス基準第 105 条の 4 第 1 項に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ） ③ 事務員 ④ その他の従業者	～当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を <u>それぞれ記載</u> すること。また、常勤換算人数をそれぞれ記載すること。 ① 看護職員（指定居宅サービス基準第 93 条第 1 項第 2 号に規定する「看護職員」をいう） ② 介護職員（指定居宅サービス基準第 93 条第 1 項第 3 号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ） ③ 事務員 ④ その他の従業者
55 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの内容等」の「利用者の送迎の実施の有無」	<u>指定通所介護等</u> の実施前又は実施後において、当該事業所から利用者の送迎を実施して	<u>指定療養通所介護</u> の実施前又は実施後において、当該事業所から利用者の送迎を実施して

		いる場合には「あり」に記すこと。	いる場合には「あり」に記すこと。
--	--	------------------	------------------

訪問リハビリテーション

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
71 頁（記載要領）	「2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項」のうち、「事業所の管理者の氏名及び職名」の「a「氏名」	当該事業所の <u>指定居宅サービス基準第 52 条に規定する</u> 管理者（以下、「管理者」という）の氏名を記載すること。	当該事業所の管理者（以下、「管理者」という）の氏名を記載すること。
79 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスを提供している日時」の「訪問リハビリテーションを利用できる時間」	～また、「留意事項」欄には、 <u>指定居宅サービス基準第 75 条に規定する</u> 指定訪問リハビリテーションを利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。～	～また、「留意事項」欄には、指定訪問リハビリテーションを利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。～
79 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの内容等」の「サービス提供体制強化加算（介護報酬の加算）の有無」	<u>記入年月日を含む月の前月</u> において、～	<u>記入年月日の前月から前 1 年間</u> において、～

介護予防訪問リハビリテーション

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
91 頁（記載要領）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスを提供している日時」の「介護予防訪問リハビリテーションを利用できる時間」	～また、「留意事項」欄には、 <u>指定介護予防サービス基準第 78 条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションを利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。</u> ～	～また、「留意事項」欄には、指定介護予防訪問リハビリテーションを利用できる時間に関する制限事項等について記載すること。～
	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスの内容等」の「サービス提供体制強化加算（介護報酬の加算）の有無」	記入年月日を含む月の <u>前月</u> において、～	記入年月日の前月から <u>前 1 年間</u> において、～

通所リハビリテーション

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
113 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスを提供している日時」の「利用可能な時間帯」	利用者が指定居宅サービス基準第 110 条に規定する指定通所リハビリテーションを利用することが可能な時間帯について、 <u>2 時間以上 3 時間未満</u> の指定通所リハビリテーションを実施している場合には、「あり」に記すとともに、当該指定通所リハビリテーションの利用が可能な時間帯を記載すること。さらに 3 時間以上 4 時間未満、4 時間以上 6 時間未満及び 6 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションの利用が可能な時間帯をそれぞれ記載すること。～	利用者が指定居宅サービス基準第 110 条に規定する指定通所リハビリテーションを利用することが可能な時間帯について、 <u>1 時間以上 2 時間未満</u> の指定通所リハビリテーションを実施している場合には、「あり」に記すとともに、当該指定通所リハビリテーションの利用が可能な時間帯を記載すること。さらに <u>2 時間以上 3 時間未満</u> 、3 時間以上 4 時間未満、4 時間以上 6 時間未満及び 6 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションの利用が可能な時間帯をそれぞれ記載すること。～

115 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの内容等」の「理学療法士等体制強化加算（介護報酬の加算）の有無」	～「7 通所リハビリテーション費」注4に規定する「 <u>理学療法士等体制強化加算</u> 」を受けた場合には「あり」に記すこと。	～「7 通所リハビリテーション費」注4に規定する <u>理学療法士等の配置に係る加算</u> を受けた場合には「あり」に記すこと。
123 頁（記載要領）	「5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項」のうち、「介護給付以外のサービスに要する費用」の「利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対して行う送迎の費用の額及びその算定方法」等（計5箇所）	指定居宅サービス基準第109条において準用する指定居宅サービス基準～	指定居宅サービス基準第119条において準用する指定居宅サービス基準～

介護老人保健施設

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
145 頁（記載要領）	「1. 施設を運営する法人等に関する事項」のうち、「法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先」の「法人等の連絡先」の「a 「電話番号」」及び「b 「FAX 番号」」	a 「電話番号」 入所者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。 b 「FAX 番号」 入所者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。	a 「電話番号」 利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。 b 「FAX 番号」 利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。
149 頁（記載要領）	「2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする施設に関する事項」のうち、「施設の管理者の氏名及び職名」の「a 「氏名」」	当該施設の老健施設基準第24条に規定する管理者（以下、「管理者」という）の氏名を記載すること。	当該施設の老健施設基準第23条に規定する管理者（以下、「管理者」という）の氏名を記載すること。
161 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの入所者への提供実績」の「入所者の人数」	～介護保健施設サービスの <u>支払いを受けた入所者</u> について記載すること。	～介護保健施設サービスの <u>介護報酬を請求した入所者</u> について記載すること。

短期入所療養介護（介護老人保健施設）

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
170 頁（基本情報）	「3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「医師」の「必要な員数」	利用者の数が <u>100</u> で除した数以上	利用者の数を <u>100</u> で除した数以上
181 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」	～短期入所療養介護（介護老人保健施設）サービスの <u>支払いを受けた入所者</u> について記載すること。	～短期入所療養介護（介護老人保健施設）サービスの <u>介護報酬を請求した利用者</u> について記載すること。

介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
190 頁（基本情報）	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「医師」の「必要な員数」	利用者の数が <u>100</u> で除した数以上	利用者の数を <u>100</u> で除した数以上
	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士」	理学療法士、作業療法士 <u>及び言語聴覚士</u>	理学療法士、作業療法士 <u>又は言語聴覚士</u>
	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士」の「必要な員数」	利用者の数を 100 で除した数以上（理学療法士、作業療法士 <u>及び言語聴覚士</u> ）	利用者の数を 100 で除した数以上（理学療法士、作業療法士 <u>又は言語聴覚士</u> ）
199 頁（記載要領）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」	～介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）サービスの <u>支払いを受けた利用者</u> について記載すること。	～介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）サービスの <u>介護報酬を請求した利用者</u> について記載すること。

介護療養型医療施設

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
213 頁 (記載要領)	「1. 施設を運営する法人等に関する事項」のうち、「法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先」の「法人等の連絡先」の「a 「電話番号」」及び「b 「FAX 番号」」	a 「電話番号」 入院患者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。 b 「FAX 番号」 入院患者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。	a 「電話番号」 利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。 b 「FAX 番号」 利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。
217 頁 (記載要領)	「2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする施設に関する事項」のうち、「事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）」の「指定の年月日」	当該報告に係る法第 48 条第 1 項に規定する指定介護療養型医療施設の指定を受けた年月日を記載すること。	当該報告に係る法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の指定を受けた年月日を記載すること。
220 頁 (基本情報)	「3. 施設において介護サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「実人数」の「事業所全体の従業者数（病院・診療所全体の従業者数）」	事業所全体の従業者数（病院・診療所全体の従業者数）	施設全体の従業者数（病院・診療所全体の従業者数）
	「3. 施設において介護サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「実人数」	その他従業者	その他の従業者
221 頁 (記載要領)	「3. 施設において介護サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「実人数」	⑫ 診療放射線技師	⑫ 診療放射線技師 <u>（診療エックス線技師含む）</u>
		⑰ その他従業者	⑰ その他の従業者
226 頁 (基本情報)	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの内容」の「介護保険施設サービス費のうち、介護報酬の加算を届けた事項」	1：夜間勤務等看護加算（I）（看護職員が 15：1 以上） ～ 5：加算なし（看護職員＋介護職員が 30：1 以上） <u>※療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患病床を有する病院を除く</u>	1：夜間勤務等看護加算（I）（看護職員が 15：1 以上） ～ 5：加算なし（看護職員＋介護職員が 30：1 以上） <u>6：上記以外</u> <u>（療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患病床を有する病院を含む）</u>

227 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの内容」の「介護保険施設サービス費のうち、介護報酬の加算を届けた事項」	「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 29 号）」第 7 号の各区分による加算について以下の事項から該当するものを選択して記載すること。 <u>ただし、療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患病床を有する病院を除く。</u> ① 夜間勤務等看護加算（Ⅰ）（看護職員が 15：1 以上） ～ ⑤ 加算なし（看護職員＋介護職員が 30：1 以上）	「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 29 号）」第 7 号の各区分による加算について以下の事項から該当するものを選択して記載すること。 <u>療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患病床を有する病院等、①～⑤に該当しない場合は、⑥を選択すること。</u> ① 夜間勤務等看護加算（Ⅰ）（看護職員が 15：1 以上） ～ ⑤ 加算なし（看護職員＋介護職員が 30：1 以上） <u>⑥ 上記以外</u>
231 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの利用者（入院患者）への提供実績」の「入院患者の人数」	～「介護療養施設サービス」の <u>請求を受けた患者</u> について記載すること。	～「介護療養施設サービス」の <u>介護報酬を請求した患者</u> について記載すること。

短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
240 頁（基本情報）	「3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「実人数」の「事業所全体の従業者数（病院・診療所全体の従業者数）」	<u>事業所全体の従業者数（病院・診療所全体の従業者数）</u>	<u>施設全体の従業者数（病院・診療所全体の従業者数）</u>
	「3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「実人数」	その他従業者	その他 <u>の</u> 従業者
241 頁（記載要領）	「3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「実人数」	⑫ 診療放射線技師	⑫ 診療放射線技師 <u>（診療エックス線技師含む）</u>
		⑰ その他従業者	⑰ その他 <u>の</u> 従業者

246 頁（基本情報）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの内容」の「指定居宅サービス費のうち、介護報酬の加算を届けた事項」	<p>1：夜間勤務等看護加算（Ⅰ）（看護職員が 15：1 以上）</p> <p>～</p> <p>5：加算なし（看護職員＋介護職員が 30：1 以上）</p> <p><u>※療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患病床を有する病院を除く</u></p>	<p>1：夜間勤務等看護加算（Ⅰ）（看護職員が 15：1 以上）</p> <p>～</p> <p>5：加算なし（看護職員＋介護職員が 30：1 以上）</p> <p>6：上記以外</p> <p><u>（療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患病床を有する病院を含む）</u></p>
247 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「事業所の運営に関する方針」	～なお、記載内容については、指定居宅介護サービス基準第 153 条（ユニット型指定短期入所療養介護にあっては第 155 条の 10、一部ユニット型指定短期入所療養介護にあっては第 155 条の 16）に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。	～なお、記載内容については、指定居宅介護サービス基準第 153 条（ユニット型指定短期入所療養介護にあっては第 155 条の 10、一部ユニット型指定短期入所療養介護にあっては第 155 条の 21）に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。
247 頁（記載要領）	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの内容」の「指定居宅サービス費のうち、介護報酬の加算を届けた事項」	<p>「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 29 号）」<u>第 7 号</u>の各区分による加算について以下の事項から該当するものを選択して記載すること。<u>ただし、療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患病床を有する病院を除く。</u></p> <p>① 夜間勤務等看護加算（Ⅰ）（看護職員が 15：1 以上）</p> <p>～</p> <p>⑤ 加算なし（看護職員＋介護職員が 30：</p>	<p>「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 29 号）」<u>第 2 号</u>の各区分による加算について以下の事項から該当するものを選択して記載すること。<u>療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患病床を有する病院等、①～⑤に該当しない場合は、⑥を選択すること。</u></p> <p>① 夜間勤務等看護加算（Ⅰ）（看護職員が 15：1 以上）</p> <p>～</p> <p>⑤ 加算なし（看護職員＋介護職員が 30：</p>

		1 以上)	1 以上) ⑥ 上記以外
251 頁 (記載要領)	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」	～「短期入所療養介護（介護療養型医療施設）サービス」の <u>請求を受けた利用者</u> について記載すること。	～「短期入所療養介護（介護療養型医療施設）サービス」の <u>介護報酬を請求した利用者</u> について記載すること。
	「4. 介護サービスの内容に関する事項」のうち、「介護サービスを提供する事業所、設備等の状況」の「報酬類型」	下記	

平成 21 年度	平成 22 年度
<p>① ユニット型個室 ～「ハ <u>療養病床を有する診療所</u>における短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。 ～ 「(2)ユニット型診療所<u>療養病床</u>短期入所療養介護費（1日につき）」の「(一)ユニット型診療所<u>療養病床</u>短期入所療養介護費（I）」 ～</p> <p>② ユニット型準個室 ～「ハ <u>療養病床を有する診療所</u>における短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。 ～ 「(2)ユニット型診療所<u>療養病床</u>短期入所療養介護費（1日につき）」の「(二) ユニット型診療所<u>療養病床</u>短期入所療養介護費（II）」 ～</p> <p>③ 従来型個室 ～「ハ <u>療養病床を有する診療所</u>における短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。 「(1)病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）」のうち、「(一)病院療養病床短期入所療養介護費（I）」の「a 病院療養病床短期入所療養介護（i）」、「(二)病院療養病床短期入所療養介護費（II）」の「a 病院療養病床短期入所療養介護（i）」及び「(三)病院療養病床短期入所療養介護費（III）」の「a 病院療養病床短期入所療養介護（i）」</p>	<p>① ユニット型個室 ～「ハ 診療所における短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。 ～ 「(2)ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）」の「(一)ユニット型診療所短期入所療養介護費（I）」 ～</p> <p>② ユニット型準個室 ～「ハ 診療所における短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。 ～ 「(2)ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）」の「(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費（II）」 ～</p> <p>③ 従来型個室 ～「ハ 診療所における短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。 「(1)病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）」のうち、「(一)病院療養病床短期入所療養介護費（I）」の「a 病院療養病床短期入所療養介護費（i）」、「(二)病院療養病床短期入所療養介護費（II）」の「a 病院療養病床短期入所療養介護費（i）」及び「(三)病院療養病床短期入所療養介護費（III）」の「a 病院療養病床短期入所療養介護費（i）」</p>

<p>「(2)病院療養病床経過型短期入所療養介護費（１日につき）」のうち、「(一)病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）」の「a 病院療養病床経過型短期入所療養介護（i）」及び「(二)病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）」の「a 病院療養病床経過型短期入所療養介護（i）」</p> <p>「(1)診療所療養病床短期入所療養介護費（１日につき）」のうち、「(一)診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）」の「a 診療所療養病床短期入所療養介護費（i）」及び「(二)診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）」の「a 診療所療養病床短期入所療養介護費（i）」</p> <p>～</p> <p>④ 多床室</p> <p>～「ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。</p> <p>「(1)病院療養病床短期入所療養介護費（１日につき）」のうち、「(一)病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）」の「b 病院療養病床短期入所療養介護（ii）」、「(二)病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）」の「b 病院療養病床短期入所療養介護（ii）」及び「(三)病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）」の「b 病院療養病床短期入所療養介護（ii）」</p> <p>「(2)病院療養病床経過型短期入所療養介護費（１日につき）」のうち、「(一)病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）」の「b 病院療養病床経過型短期入所療養介護（ii）」及び「(二)病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）」の「b 病院療養病床経過型短期入所療養介護（ii）」</p> <p>「(1)診療所療養病床短期入所療養介護費（１日につき）」のうち、「(一)診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）」の「b 診療所療養病床短期入所療養介護費（ii）」及び「(二)診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）」の「b 診療所療養病床短期入所療養介護費（ii）」</p> <p>～</p>	<p>「(2)病院療養病床経過型短期入所療養介護費（１日につき）」のうち、「(一)病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）」の「a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（i）」及び「(二)病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）」の「a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（i）」</p> <p>「(1)診療所短期入所療養介護費（１日につき）」のうち、「(一)診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）」の「a 診療所短期入所療養介護費（i）」及び「(二)診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）」の「a 診療所短期入所療養介護費（i）」</p> <p>～</p> <p>④ 多床室</p> <p>～「ハ 診療所における短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。</p> <p>「(1)病院療養病床短期入所療養介護費（１日につき）」のうち、「(一)病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）」の「b 病院療養病床短期入所療養介護費（ii）」、「(二)病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）」の「b 病院療養病床短期入所療養介護費（ii）」及び「(三)病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）」の「b 病院療養病床短期入所療養介護費（ii）」</p> <p>「(2)病院療養病床経過型短期入所療養介護費（１日につき）」のうち、「(一)病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）」の「b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ii）」及び「(二)病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）」の「b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ii）」</p> <p>「(1)診療所短期入所療養介護費（１日につき）」のうち、「(一)診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）」の「b 診療所短期入所療養介護費（ii）」及び「(二)診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）」の「b 診療所短期入所療養介護費（ii）」</p> <p>～</p>
--	---

介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

頁	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
260 頁（基本情報）	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等」の「実人数」の「事業所全体の従業者数（病院・診療所全体の従業者数）」	事業所全体の従業者数 （病院・診療所全体の従業者数）	施設全体の従業者数 （病院・診療所全体の従業者数）

	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等」の「介護支援専門員」の「必要な員数」	病院の場合、 <u>入所者</u> の数が100又はその端数を増すごとに1以上(標準)	病院の場合、 <u>入院患者</u> の数が100又はその端数を増すごとに1以上(標準)
	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等」の「実人数」	その他従業者	その他 <u>の</u> 従業者
261 頁 (記載要領)	「3. 事業所において介護予防サービスに従事する従業者に関する事項」のうち、「職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等」の「実人数」	⑫ 診療放射線技師	⑫ 診療放射線技師 <u>(診療エックス線技師含む)</u>
		⑰ その他従業者	⑰ その他 <u>の</u> 従業者
266 頁 (基本情報)	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスの内容」の「介護保険施設サービス費のうち、介護報酬の加算を届けた事項」	1：夜間勤務等看護加算（I）（看護職員が15：1以上） ～ 5：加算なし（看護職員＋介護職員が30：1以上） <u>※療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患病床を有する病院を除く</u>	1：夜間勤務等看護加算（I）（看護職員が15：1以上） ～ 5：加算なし（看護職員＋介護職員が30：1以上） <u>6：上記以外（療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患病床を有する病院を含む）</u>
267 頁 (記載要領)	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスの内容」の「介護保険施設サービス費のうち、介護報酬の加算を届けた事項」	「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号） <u>第7号</u> の各区分による加算について以下の事項から該当するものを選択して記載すること。 <u>ただし、療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患病床を有する病院を除く。</u>	「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号） <u>第9号</u> の各区分による加算について以下の事項から該当するものを選択して記載すること。 <u>療養病床を有する診療所、老人性認知症疾患病床を有する病院等、①～⑤に該当しない場合は、⑥を選択すること。</u>
		① 夜間勤務等看護加算（I）（看護職員が15：1以上） ～	① 夜間勤務等看護加算（I）（看護職員が15：1以上） ～

		⑤ 加算なし（看護職員＋介護職員が 30：1 以上）	⑤ 加算なし（看護職員＋介護職員が 30：1 以上） ⑥ 上記以外
271 頁（記載要領）	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスの利用者への提供実績」の「利用者の人数」	～「介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）サービス」の <u>請求を受けた患者</u> について記載すること。	～「介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）サービス」の <u>介護報酬を請求した利用者</u> について記載すること。
	「4. 介護予防サービスの内容に関する事項」のうち、「介護予防サービスを提供する事業所、設備等の状況」の「報酬類型」	下記	

平成 21 年度	平成 22 年度
<p>① ユニット型個室 ～「ハ <u>療養病床を有する診療所</u>における介護予防短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。 ～ 「(2)ユニット型診療所<u>療養病床</u>介護予防短期入所療養介護費（1日につき）」の「(-)ユニット型診療所<u>療養病床</u>介護予防短期入所療養介護費（I）」 ～</p> <p>② ユニット型準個室 ～「ハ <u>療養病床を有する診療所</u>における介護予防短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。 ～ 「(2)ユニット型診療所<u>療養病床</u>介護予防短期入所療養介護費（1日につき）」の「(ニ) <u>ユニット型診療所療養病床</u>介護予防短期入所療養介護費（II）」 ～</p> <p>③ 従来型個室 ～「ハ <u>療養病床を有する診療所</u>における介護予防短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。 「(1)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）」のうち、「(-)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（I）」の「a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護（i）」、「(ニ)病院療養病床介護予防短期入所療養</p>	<p>① ユニット型個室 ～「ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。 ～ 「(2)ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）」の「(-)ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（I）」 ～</p> <p>② ユニット型準個室 ～「ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。 ～ 「(2)ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）」の「(ニ) <u>ユニット型診療所</u>介護予防短期入所療養介護費（II）」 ～</p> <p>③ 従来型個室 ～「ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。 「(1)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）」のうち、「(-)病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（I）」の「a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（i）」、「(ニ)病院療養病床介護予防短期入所療養</p>

